

措置通知書

水道局経営管理部 総務課

報告を受けた事項	措置状況
1. 収入事務 ① 行政財産目的外使用料において、行政財産の使用料に関する要綱第3条第2項で「納入通知書の納付期限については、発行日が属する月の末日…発行日から月の末日までの期間が20日に満たないときは、翌月の15日…を納付期限とする。」と規定されているにもかかわらず、誤った納期限を設定しているものがあった。	佐世保市水道局会計規程第35条に規定された納期限と混同してしまったことから、誤った納期限を設定していたものです。 今後は、調定を行う際はその都度根拠法令の確認を行うことを課内職員へ周知徹底しました。

措置通知書

水道局経営管理部 財務課

報告を受けた事項	措置状況
4. 財産管理事務 ① 固定資産において、現品と固定資産台帳が照合できず適正な管理をしていなかった。	貸与中の固定資産（工具、器具及び備品）について、現品と固定資産台帳との確認を定期的の実施していなかったことが原因です。 当該固定資産については、貸与先へ所在確認の調査に着手しました。 確認を行ったのち、実態に応じて、地方公営企業法及び佐世保市水道局会計規程に基づき、適切に処理いたします。 今後は、固定資産を適正に管理し、定期的に、現品と固定資産台帳を確認するよう周知徹底しました。

措置通知書

水道局経営管理部 営業課

報告を受けた事項	措置状況
3. 契約事務 ① ハンディターミナル検針システム等の賃貸借ほかにおいて、佐世保市水道局契約規程が準用する佐世保市財務規則第 204 条で「本市の物件について貸付契約を締結するときは、…契約書に明示しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、条項の一部について明示していないものがあった。	佐世保市財務規則の認識不足により、貸付契約を締結するときに契約書に明示すべき事項について一部明示しないまま契約を締結していたものです。 今後は、貸付契約を締結する際、佐世保市財務規則で規定された契約書に明示すべき事項を必ず記載するよう周知徹底しました。 また、課内職員へ、物件の貸付けに係る契約事務について、同規則の確認を周知徹底しました。
4. 財産管理事務 ② 高砂駐車場無料券において、現有枚数と受払簿の残数が相違していた。	受払簿に記載する際、現物との突合確認ができていなかったため残数が相違していたものです。 今後は、複数で、現物と受払簿の突合を行うよう課内職員へ周知徹底しました。

措置通知書

水道局経営管理部 水源対策・企画課

報告を受けた事項	措置状況
2. 支出事務 ① 出張命令伺において、主幹（課長職）および副主幹（課長補佐職）の市外出張については、佐世保市水道局事務処理規程第4条別表で部長の専決事項と規定されているにもかかわらず、部長の決裁を受けていないものがあった。	水道局事務処理規程の確認不足により部長の決裁を受けていなかったものです。 今後は、部長決裁により処理するとともに、事務処理規程を再確認し、再発防止に努めるよう周知徹底しました。

措置通知書

水道局事業部 水道維持課

報告を受けた事項	措置状況
1. 収入事務 ② 水道利用加入金の徴収において、佐世保市水道条例第 29 条で「加入金は、給水装置等の新設工事又は改造工事に着手するときに徴収する。」と規定されているにもかかわらず、工事に着手した後に徴収しているものがあった。 3. 契約事務 ② 配水管・給水装置修繕工事（単価契約）ほかにおいて、佐世保市水道局契約規程が準用する佐世保市財務規則第 158 条第 2 項で「契約の一部を変更する必要があるときは、相手方と契約の変更に関する契約を締結しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、実際の支払額の構成単価と異なる単価について、契約の変更に関する契約を締結していなかった。	条例の規定の確認不足により発生したものです。 同条例の内容を再確認し、令和 3 年 1 月 19 日に課内会議で周知徹底を行いました。 実際の支払額の構成単価と異なる単価で契約していたものについて、契約の変更手続きの必要性を認識していなかったことにより発生したものです。 今回の指摘を受けて、令和 3 年 2 月 5 日に変更契約を締結しました。 また、課内会議において、財務規則及び契約事務について再度認識し、再発防止に努めるよう周知徹底を行いました。

措置通知書

水道局事業部 水道施設課

報告を受けた事項	措置状況
1. 収入事務 ③ 三本木・高花専用電力使用料の納期限設定において、佐世保市水道局会計規程第 35 条で「納期限について、法令又は契約若しくは条例に定めがないときは、納入義務者及び債権金額を確認した日から 20 日以内における適宜の納期限を定めるものとする。」と規定されているにもかかわらず、納期限が 20 日より後の日付になっているものがあった。	水道局会計規程の認識不足によって、誤った納期限を設定してしまったものです。 今後は、誤った納期限の設定がないよう課内職員へ周知徹底しました。